

# 「医療費控除の明細書」作成の手順（例）

## 【STEP 1】 手元にあるの医療費の領収書（1～12月分）を整理します

医療費控除の対象外となるものは除外します。  
「医療費控除の主な対象」などを参考にしてください。  
医療を受けた人ごとに領収書をまとめましょう。

## 【STEP 2】 「医療を受けた人」「支払先」ごとに支払金額を計算します

以下のように一覧を作成すると便利です。

日付	医療を受けた人	支払先	支払金額（円）	
1月10日	練馬 太郎	A病院	5,000	30,000円
3月11日	練馬 太郎	A病院	5,000	
5月13日	練馬 太郎	A病院	5,000	
7月15日	練馬 太郎	A病院	5,000	
9月21日	練馬 太郎	A病院	5,000	
11月8日	練馬 太郎	A病院	5,000	3,000円
1月10日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
3月11日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
5月13日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
7月15日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
9月21日	練馬 太郎	A病院交通費	500	20,000円
11月8日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
2月20日	練馬 太郎	B病院	10,000	
8月20日	練馬 太郎	B病院	10,000	2,000円
2月20日	練馬 太郎	B病院交通費	1,000	
8月20日	練馬 太郎	B病院交通費	1,000	3,000円
3月25日	練馬 太郎	C薬局	3,000	
2月15日	練馬 花子	A病院	6,000	36,000円
4月15日	練馬 花子	A病院	6,000	
5月22日	練馬 花子	A病院	6,000	
8月8日	練馬 花子	A病院	6,000	
10月6日	練馬 花子	A病院	6,000	
12月22日	練馬 花子	A病院	6,000	3,000円
2月15日	練馬 花子	A病院交通費	500	
4月15日	練馬 花子	A病院交通費	500	
5月22日	練馬 花子	A病院交通費	500	
8月8日	練馬 花子	A病院交通費	500	
10月6日	練馬 花子	A病院交通費	500	2,000円
12月22日	練馬 花子	A病院交通費	500	
1月22日	練馬 花子	C薬局	2,000	
5月30日	練馬 花子	D歯科クリニック	100,000	101,500円
6月15日	練馬 花子	D歯科クリニック	1,500	

## 【STEP 3】 医療費控除の明細書に転記します

上記のように計算した医療費を、明細書の「2 医療費の明細」に転記します。

## 【STEP 4】 所得金額を計算し、医療費控除額を算出します

給与・年金収入の方は「申告の手引き」などを参考に所得金額を計算します。  
各所得金額の合計額を明細書「3 控除額の計算」に転記します。

「3 控除額の計算」に記載の案内に従って医療費控除額を算出します。

## 令和5年度 医療費控除の明細書

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 練馬区豊玉北6-12-1

氏名 練馬 太郎

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知( )を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(1)医療費通知に記載された医療費の額

(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額

(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる額

医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている医療費の額などを「1 医療費通知に関する事項」に記入します。「2 医療費の明細」には、医療費通知に記載されていないものを記入します。重複しないよう注意してください。

### 2 医療費の明細

(上記1に記入したのものについては、記入しないでください。 )にまとめて記入することができます。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
練馬 太郎	A病院	☑診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 30,000	円 0
練馬 太郎	B病院	☑診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 20,000	円 0
練馬 太郎	C薬局	☑診療・治療 ☑医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 3,000	円 0
練馬 太郎	A病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医薬品購入 介護保険サービス ☑その他の医療費	円 3,000	円 0
練馬 太郎	B病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医薬品購入 ☑その他の医療費	円 2,000	円 0
練馬 花子	A病院	☑診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 36,000	円 0
練馬 花子	D歯科クリニック	☑診療・治療 ☑医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 101,500	円 0
練馬 花子	C薬局	☑診療・治療 ☑医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 2,000	円 0
練馬 花子	A病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医薬品購入 ☑その他の医療費	円 3,000	円 0
2の合計			200,500	0

(注意) 介護保険サービスについては、医療費控除の対象になるもののみ記載してください。

医療費の合計	a	( + ) 円	b	( + ) 円
		200,500		0

### 3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	a	← 申告書表面の「所得から差し引く金額(その1)」の医療費控除欄に転記してください。
保険金などで補てんされる金額	0	b	← 「a.支払った医療費等」欄に転記
差引金額 (a-b)	200,500	c	← 「b.補てんされる金額」欄に転記
所得金額の合計額	1,600,000		← 「c.差引金額(a-b)」欄に転記
× 0.05	80,000		← (給与収入・公的年金等収入の方は、「特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き」P2の別表1・2の速算表を参考に算出してください。)
と10万円のいずれか少ない方の金額	80,000	d	
医療費控除額 (c-d)	120,500		← 「d」欄に転記
			← 「控除金額(c-d)」欄に転記

〔医療費控除の主な対象〕

対象となるもの	対象とならないもの
<b>治療・リハビリ</b> 医師に支払った治療費 医師に支払ったリハビリ費用	人間ドックの費用( 1) 生活習慣病の定期検診費( 1)
<b>歯の治療</b> 虫歯の治療費・入れ歯・インプラントなどの費用 歯槽膿漏の治療費 治療行為としての歯列矯正費	著しく高い入れ歯などの費用 美容のための歯列矯正費
<b>マッサージ</b> 治療のためのマッサージ、ハリ、灸、指圧など	美容や疲れを癒すための整体、マッサージなど
<b>出産費</b> 妊娠中、医師に支払った定期健診料、検査などの費用 助産婦に支払った分娩介助料、保健指導料 不妊治療の費用	カルチャーセンターでの無痛分娩口座の受講料 (講師は医師)
<b>医薬品</b> 病気になった時に病院に行かないで薬局で購入した 風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬などの医薬品 医師の処方箋に従って薬局で購入した漢方薬	疲労回復、健康増進のために薬局で買ったビタミン剤、 風邪予防のために買ったうがい薬 健康増進のために服用した漢方薬
<b>通院費・入院費</b> 病院に通院するための電車賃・バス代 心臓病、足の骨折などで電車などの利用が難しい場合の タクシー代 入院の際の部屋代・食事代 (自己都合により個室を使用した場合の差額ベット代は対象外)	自家用車で通院した場合のガソリン代 風邪程度の軽い症状の場合のタクシー代 出産のために実家に里帰りした場合の交通費 入院中のテレビの賃借料、電話代、出前や外食による 食事代
<b>その他</b> 【 は医師の証明が必要です】 斜視などの治療のための眼鏡代 視力回復レーザー手術(レーシック手術)の費用 補聴器( 2) 治療上必要な血圧計 6か月以上寝たきりの人のおむつ代( 3) 区市町村・認定民間事業者による在宅療養の介護費用 介護福祉施設の施設利用料	近視や遠視の眼鏡代 自分の判断だけで購入した血圧計 リウマチなどの持病のために湯治に行った費用 予防接種の費用( 4) 領収書記載の文書代・診断書等の項目に記載されている 料金

( 1) 検診等により重大な疾病が発見され、引き続き治療した場合には対象となります。

( 2) 補聴器の取得による医療費控除を受けるためには、(一社)耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」に基づき、補聴器を購入する必要があります。

( 3) おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている方については、練馬区が交付する「主治医の内容確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

( 4) B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が行う、B型肝炎ワクチン接種費用についてのみ、一定の条件のもと医療費控除の対象になります。